

事務連絡
令和2年4月7日

都道府県
各 ひきこもり対策推進事業 主管部（局） 御中
指定都市

厚生労働省社会・援護局地域福祉課

新型コロナウイルス感染防止等のための
ひきこもり対策推進事業における対応について

平素より、厚生労働行政の推進につき、ご理解とご協力を賜り感謝申し上げます。

今般、新型コロナウイルス感染症の感染拡大を踏まえ、令和2年3月26日、新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）第15条第1項に基づく政府対策本部が設置され、同年4月7日に、新型コロナウイルス感染症対策本部長は同法第32条第1項に基づき、一都一府五県に対し、緊急事態宣言を行ったところです。

こうした状況を踏まえ、緊急事態措置区域における緊急事態措置期間のひきこもり対策推進事業の実施については、新型コロナウイルス感染症のまん延防止の取組を行いつつ、同時に、必要な支援を行う必要があります。

具体的には、各都府県において講じられる緊急事態措置を踏まえつつ、下記について留意の上、必要な相談支援等を行っていただくようお願いします。

また、ひきこもり地域支援センター等が入居する建物が一斉休館により影響を受ける可能性も考えられることから、必要に応じて建物管理者等との調整を検討してください。

緊急事態措置区域及び期間以外の対応については、本通知を参考として、必要な対応をお願いします。

なお、各都道府県におかれては、管内市町村（指定都市除く。）に周知いただくよう、よろしく願います。

記

- (1) いわゆる「三つの密」を避けるとともに、職員の手洗い、咳エチケット等の徹底、事業所内の換気等の励行、発熱等の風邪症状が見られる職員の出勤免除や外出自粛勧奨等を行うこと。

【参考】「三つの密」（「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」令和2年3月28日（令和2年4月7日改正）新型コロナウイルス感染症対策本部決定）（抜粋）

集団感染が生じた場の共通点を踏まえると、特に①密閉空間（換気の悪い密閉空間である）、②密集場所（多くの人が密集している）、③密接場面（互いに手を伸ばしたら届く距離での会話や発声が行われる）という3つの条件が同時に重なる場では、感染を拡大させるリスクが高いと考えられる。

- (2) 相談支援を行うに当たっては、対面で対応を行う必要がある場合を除き、電話等による対応を積極的に活用し、職員と相談者の接触の回避に努めること。
- (3) また、対面で相談対応を行う必要がある場合には、予約制とすることや、個別の相談ブース、相談室を利用すること等により相談者同士の接触の回避に努めること。
- (4) 予定している会議、セミナー、グループワークなどのプログラムの実施に当たっては、基本的に、緊急事態措置期間における実施を見送るとともに、仮に実施する場合でも、IT（ビデオ通話や動画配信等）の活用の検討等、感染リスクに充分配慮した上で実施すること。

（問い合わせ先）

厚生労働省社会・援護局地域福祉課

電話：03-5253-1111（内線2218）